消冷の動き



平成14年版消防白書の概要 文化財防火デーの実施 平成15年度消防大学校 教育訓練計画

平成15年 1月号 382

消防疗

年頭の辞



消防庁長官 石井 隆一

平成15年の新春を迎えるに当たり、全国の消防関係者の皆様に謹んで年頭の御挨拶を申し上げますとともに、日頃の御尽力に対して心から敬意を表し、深く感謝申し上げます。

さて、我が国の消防は、戦後、自治体消防として発足して以来、本年で55周年を迎えます。この間、関係各位のたゆまぬ御努力の積重ねにより、制度、施策、施設等の各般にわたり着実な発展を遂げ、国民の安全確保に大きな役割を果たして参りました。

特に昨年は、平成13年9月の新宿区歌舞伎町・雑居ビル火災を踏まえ、違反是正の徹底、防火管理の徹底、避難・安全基準の強化等を内容とする28年ぶりの消防法の大幅な改正を行いました。また、政省令の改正はもとより、「立入検査マニュアル」「違反是正マニュアル」の作成、全国での研修会の開催など、小規模雑居ビル等の防火安全対策の充実強化に取り組んでまいりました。

一方、昨年も、台風に伴う風水害や大規模な林野火災等の災害が発生するなど、国民の安全を 脅かす災害が相次いで発生しています。

また、地震災害については、かねて何時発生してもおかしくないとされている東海地震について、昨年4月、地震防災対策強化地域の大幅な拡大がなされるとともに、8月末には建物全壊による死者数だけでも最大8,100人に達するとの被害想定が発表されています。さらに、今後、東南海・南海地震や南関東直下型地震の発生も懸念され、大規模災害時における防災・危機管理体制の充実・強化が喫緊の課題となっています。

他方、高齢化社会の進展等に対処し、重症の搬送患者の救命率を一層高めるための救急救命士 の処置範囲の拡大等が本年4月から順次実現する運びとなっています。

このような状況の下、災害等から国民の生命、身体及び財産を守るという消防の責務は、ますます大きなものとなってきており、地域住民や企業など幅広い地域社会との連携のもと、総合的な消防防災体制の整備を図っていくことが重要であります。

消防庁といたしましては、今後とも、火災予防対策等の一層の推進、救急救命等の充実・高度 化、大規模災害・特殊災害等への緊急対応体制の整備、防災・危機管理に関わる組織、人材、情 報通信基盤の充実等、各般の施策に積極的に取り組んで参りたいと考えています。

皆様方におかれましても、我が国の消防の更なる発展と国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層御尽力いただきますようお願い申し上げます。

皆様方の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の御挨拶とさせていただきます。



平成14年版消防白書の概要

総務課

平成14年版消防白書について、「特集」「緊急報告」 「特別報告」を中心にその概要を紹介します。





全体の構成

娃隼

「新たな火災予防対策の推進~新宿区歌舞伎町ビル火 災の教訓を踏まえて~」

緊急報告

「救急救命士の処置範囲の拡大について」

特別報告

「大規模災害等に備えた地域防災力の向上」

本文

第1章 災害の現況と課題

第2章 消防防災の組織と活動

第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

第4章 規制改革への対応

第5章 国際的課題への対応

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

第7章 今後の消防防災行政の方向

附属資料等



特集「新たな火災予防対策の推進~新宿区歌 舞伎町ビル火災の教訓を踏まえて~」

平成13年9月1日未明に発生した新宿区歌舞伎町ビル火災では、44名もの尊い命が奪われました。特集では、この新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓を踏まえた再発防止のための取組みを紹介するとともに、 違反是正の徹底、 防火管理の徹底、 避難・安全基準の強化等を柱とした消防法令改正のポイント等を解説しています。

新宿区歌舞伎町ビル火災の教訓

防火管理の不備

1階段の防火対象物の危険性 など

新宿区歌舞伎町ビル火災直後の取組み

全国一斉立入検査の実施

警察、建築、衛生部局等の関係機関との連携の強化 など

制度改正のポイント

違反是正の徹底~行政指導中心から法令に基づく 違反是正の徹底へ~

- ・消防機関による立入検査制限等の見直し
- ・消防機関等の措置命令等の発動要件の明確化
- ・立入検査マニュアル、違反処理マニュアルの作成など

防火管理の徹底~民間能力の活用等による「防火 対象物の定期点検報告制度」の創設等~

- ・防火対象物の定期点検報告制度の創設
- ・防火管理責任の明確化と防火管理体制の充実
- ・消防用設備等の点検報告制度の充実

避難・安全基準の強化

- ・避難施設及び防火戸の管理の強化
- ・自動火災報知設備の設置対象の拡大 など

罰則の強化

・措置命令等違反に対する罰則の引上げと両罰の 強化 警察、建築、衛生部局等の関係機関との連携の強化 予防体制の強化

火災原因調査体制強化の検討及び予防要員の確保 違反処理データベースの整備等



防火対象物の定期点検報告制度のイメージ図



緊急報告

「救急救命士の処置範囲の拡大」について

救急救命士制度は、平成3年に創設され、心肺停止 傷病者の救命効果の向上と救急業務の高度化に大きな 成果をもたらしました。

制度発足から10年余が経過し、これまでも消防庁を はじめ各方面において救急救命士の処置範囲の拡大の 検討が行われてきていますが、現在、その拡大の実現 に向けて具体的な検討が進められており、これまでの 経過と今後の方向を中心に解説しています。

処置範囲拡大に向けた具体的な動き

救急救命士の処置範囲の拡大の問題は国民の関心も 高く、政府においても、早期に検討を行うこととなり、 消防庁としては、本年4月に厚生労働省と共同で「救 急救命士の業務のあり方等に関する検討会」を設置。

救急救命士の業務のあり方等に関する検討会中間報告(平成14年7月)概要

中間報告では、メディカルコントロールの体制の 構築が、救急救命士の処置範囲の拡大の前提条件 であるとされるとともに、

- ・医師の具体的な指示なしでの除細動
- ・医師の具体的な指示のもとでの気管挿管及び薬

剤投与

について、基本的方向と検討課題を指摘。

消防庁と厚生労働省では、それぞれ専門家の意見 の集約を図っており、年末には検討会において最 終報告を取りまとめる予定。

メディカルコントロール体制の整備促進

救急救命士の処置範囲の拡大は、その前提である メディカルコントロール体制の早期構築が重要。

消防庁では厚生労働省と連携して、メディカルコントロール協議会の設置をはじめとする体制の構築を促進するよう都道府県に要請。

更なる救命効果の向上に向けて

バイスタンダー(現場に居合わせた人)による迅速な通報、応急手当、搬送時の救急救命処置、医療機関における専門的治療の各段階で最善の措置が講じられるようにすることが必要。

救急救命士の処置範囲の拡大の早期実現とバイス タンダーによる応急処置の普及が相まって救命効 果の向上に資するようにすることが必要。





特別報告

「大規模災害等に備えた地域防災力の向上」

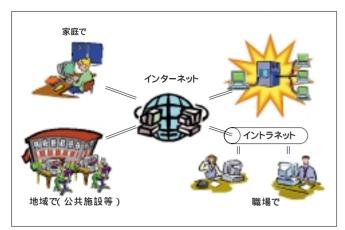
大規模災害等に備え、消防団と自主防災組織について、今後の充実方策等について解説しています。

地域密着性と要員動員力を活かした消防団の活動

消防団は、地域密着性、要員動員力、教育訓練による即時対応力という特性をもち、地域防災における役割は重要。

消防団の主体的な取組みとその支援の具体策を、 消防庁が設置した「新時代に即した消防団のあり 方に関する検討委員会」が提示。

・すべての団員に団活動参加義務等を一律に課す



e-ラーニングを活用した防災・危機管理教育のイメージ図

ことを見直すなど弾力的な消防団運営

- ・自主防災組織、女性消防隊、少年消防隊の育成・連携など、消防団に協力し裾野を広げる組織との連携強化
- ・情報通信隊等の機能別組織の導入や優秀団員の 表彰など、組織及び団員の活性化
- ・大規模災害時の対応等に関する教育訓練の充実 及び e - ラーニング等の導入
- ・地域の事業所が設ける自衛消防隊と消防団との 連携の促進
- ・地方公務員や郵便局などの職員が団員となるこ との推奨

大規模災害時等に備えた住民による自主防災活動 自主防災組織の育成充実は市町村の責務 自主防災組織の組織率(59.7%)は未だ十分とは いえず、活動面でも活動拠点不足、役員の高齢化 等の課題。

これからの自主防災活動促進の視点

- ・地域のイベント等を通じて防災意識の向上を図 るなど、主体的な防災活動を促す工夫
- ・リーダー等役員に消防職団員経験者等を選任するなど、組織の機能向上のための工夫
- ・情報交換等の場としての連絡協議会の設置など、 他の地域の自主防災組織等との連携
- ・婦人防火クラブや福祉ボランティア団体等との 連携

消防庁の自主防災活動支援のための取組み

・住民に対する防災・危機管理教育、e-ラーニン

グを活用した教育訓練

- ・行政が地域防災力を自ら確認できる総合的な防 災体制評価指針の策定
- ・自主防災組織の資機材整備に対する補助金の充 実確保、優れた取組みに対する表彰等



本文の記述内容

第1章 災害の現況と課題

この章では、出火状況、火災による死者の状況等を はじめ、各種災害の現況及び最近の動向、消防行政の 現況と課題等について、災害の分野ごとに記述してい ます。

火災予防

危険物施設等における災害対策

石油コンビナート災害対策

林野火災対策

風水害対策

火山災害対策

震災対策

特殊災害対策等

第2章 消防防災の組織と活動

この章では、消防体制、消防職団員の活動、教育訓練体制、救急体制、救助体制、航空消防防災体制、国と地方公共団体の防災体制、広域消防応援、消防防災の情報化の推進等について記述しています。

消防体制

…消防組織、消防施設、消防財政、消防体制の整備 の課題

消防職団員の活動

…活動状況、公務災害の状況、安全衛生体制の整備、 勤務条件等、消防表彰等

教育訓練体制

…消防職員及び消防団員の教育訓練、消防学校における教育訓練、消防大学校における教育訓練及び 技術的援助、教育訓練体制の課題

救急体制

...救急業務の実施状況、救急業務の実施体制、救急

医療体制、救急業務体制の整備の課題

救助体制

…救助活動の実施状況、救助活動の実施体制、テロ 対策、救助体制の整備の課題

航空消防防災体制

- …航空消防防災体制の現況、航空消防防災体制の課題 国と地方公共団体の防災体制
- …国と地方の防災組織等、地域防災計画、防災訓練 の実施、防災体制の整備の課題

広域消防応援

…消防の広域応援体制、広域防災応援体制、緊急消防援助隊の整備

消防防災の情報化の推進

…災害に強い消防防災通信ネットワークの整備、被害状況等に係る情報の収集・伝達、情報処理システムの活用、情報化の今後の展開

第3章 自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

この章では、住民の防火防災意識の高揚、住民等の 自主防災活動、災害に強い安全なまちづくりについて 記述しています。

防火防災意識の高揚

…火災予防運動、危険物に関する意識高揚、防災知 識の普及啓発

住民等の自主防災活動

…コミュニティにおける自主防災活動、事業所の自 主防災体制、災害時のボランティア活動

災害に強い安全なまちづくり

...防災基盤等の整備、防災に配慮した地域づくり

第4章 規制改革への対応

この章では、「規制改革推進3か年計画(改定)」や「構造改革特区推進のためのプログラム」の決定を受けた 構造改革特区制度の取組み等について記述しています。

第5章 国際的課題への対応

この章では、消防における国際協力・国際交流、国際消防救助隊の活動、基準・認証制度の国際化への対応、地球環境の保全について記述しています。

国際協力・国際交流

…開発途上諸国からの研修員受入れ、開発途上諸国 への専門家派遣、プロジェクト方式技術協力の実 施、国際交流

国際消防救助隊

基準・認証制度の国際化への対応

…消防用機械器具等の国際規格の現況、規格の国際 化への対応

地球環境の保全

…ハロン消火剤等の使用抑制、消防用設備等における環境・省エネルギー対策の推進

第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

この章では、独立行政法人消防研究所において実施 した研究開発の推進策や研究の状況、消防機関等の研 究等について記述しています。

第7章 今後の消防防災行政の方向

この章では今後の消防防災行政の方向について記述 しています。

火災予防対策等の推進

…小規模雑居ビル等に対する防火安全の確保、住宅 防火など火災予防対策の推進、規制改革の理念に 沿った安全対策の推進、危険物施設等の安全確保 等

救急救命等の充実・高度化

…救急業務の高度化の推進、応急手当の普及、救助 業務及びヘリコプターの活用の推進等

大規模災害等への対応

…大規模災害対策の充実、特殊災害対策の充実、テロ災害対策の充実、武力攻撃事態における国民保護のあり方の検討等

防災・危機管理に関わる組織、人材、情報通信基盤 の整備・充実

…地方公共団体の防災・危機管理に係る組織体制の整備の推進、消防防災に係る教育・研修体制の構築等、IT革命に対応した消防防災分野における情報化の促進、消防防災に係る科学技術の高度化等

自治体消防の強化と広域緊急対応体制の整備

…消防力の整備充実、消防団の充実強化等、通常 の消防防災事務に係る執行体制の強化、大規模・ 特殊災害等の発生時における国及び都道府県の役 割の充実強化等



附属資料として統計数値を掲載しています。また、 「囲み記事」として、放火火災予防対策や林野火災におけ る消防団活動例などトピック的な内容を記述しています。

主な統計数値

1.火災の現況 (平成13年中)

		件数	前年比	備考
出火件数		6万3,591件	+1,137件(+1.8%)	
主	放火	8,120件	+303件(+3.9%)	1位 (5年連続 (H9 ~ H13))
主な出火原因	たばこ	6,769件	102件(1.5%)	2位
出火	放火の疑い	6,288件	+ 253件(+4.2%)	3位
	こんろ	5,962件	+ 326件(+5.8%)	4位
因	たき火	4,051件	+ 82件(+2.1%)	5位
火災による死	者数	2,195人	+ 161人(+7.9%)	

放火及び放火の疑いの計 1万4,408件(出火件数の22.7%)

2.消防組織 (平成14年4月1日現在)

		数値	前年比	備考
	消防本部	900本部	4本部	
常備消防	消防署	1,690署	+ 3署	
	消防職員	15万4,487人	+ 535人	
	消防団	3,627団	9団	
消防団	消防団員	93万7,169人	6,965人	
	女性消防団員	1万1,597人	+ 821人	

3.出動状況 (平成13年中)

X	分	数値	前年比	備考
火災	回数	115,473回	+ 2,695回	
火火	延人員	2,784,712人	+ 56,715人	
救急	回数	4,398,380回	+ 214,344回	
秋 忌	延人員	13,202,965人	+ 675,776人	
予防査察	回数	1,010,213回	+ 1,631回	
丁忉且佘	延人員	2,126,428人	+ 8,715人	
その他	回数	2,156,260回	296,053回	
ての他	延人員	17,786,417人	1,259,524人	
計	回数	7,680,326回	77,383回	
āΤ	延人員	35,900,522人	518,318人	

[「]その他」とは、警防調査、広報・指導、演習訓練等をいう。

4.自主的な防災活動と災害に強い地域づくり

(平成14年4月1日現在)

	組織(団体)数	人数	備考
自主防災組織	10万4,539組織		2,525市区町村(組織率59.7%)
婦人防火クラブ	1万4,717団体	約230万人	
少年消防クラブ	6,042団体	約47万人	(平成14年5月1日現在)
幼年消防クラブ	1万4,480団体	約121万人	(平成14年5月1日現在)

特 集 2

文化財防火デーの実施

予防課

平成15年1月26日は、 第49回文化財防火デー

昭和24年1月26日は、1300年の歴史を持ち世界的至 宝である日本最古の壁画が描かれた奈良県法隆寺金堂 が焼損した日です。その後も、文化財の焼損が相次い だことから、消防庁と文化庁では、文化財を火災や震 災、その他の災害から保護するとともに、国民一般の 文化財愛護思想の普及高揚を図ることを目的とし、昭 和30年にこの日を「文化財防火デー」と定め、以来この日 を中心として全国的に文化財防火運動を展開しています。

近年の文化財の火災をみると、平成10年に奈良県の 東大寺戒壇院千手堂、平成12年5月の京都・寂光院の 国の重要文化財「木造地蔵菩薩立像」が被害を受けて おり、平成13年中においても4件の火災が発生し、貴 重な遺産が焼失しています。



大阪市 住吉大社の訓練

文化財の火災は、放火や周囲からの飛び火によるものが多いという特徴があり、こうした文化財を火災等の被害から守るためには、文化財を管理する方々だけでなく、地域の住民や消防機関をはじめとした関係機関が協力し、地域一体となった防火・防災体制の確立が大切です。

今年度も、次に定める実施事項に基づき全国的に文 化財防火運動を実施します。

第49回文化財防火デー実施要項

1 趣 旨

1月26日は、法隆寺金堂壁画が焼損した日(昭和24年)に当たるので、この日を「文化財防火デー」と定め、この日を中心として文化財を火災、震災その他の災害から守るため、全国的に文化財防火運動を展開し、国民一般の文化財愛護思想の高揚を図るものである。

2 主 唱

文化庁・消防庁

3 名称

第49回文化財防火デー

4 期 日

平成15年1月26日(日)

5 実施方針

- (1)国及び地方公共団体は、国民一般の文化財保護に対する関心を高めるために、積極的に防火訓練その他の防災訓練等の行事を実施するとともに、広報活動を行い、「文化財防火デー」の趣旨の徹底を図るものとする。
- (2)文化財は貴重な国民的財産であり、文化財の所有者、管理者その他の関係者は、平素から文化財の防災体制の整備や防災対策の強化を図るべきであるが、特に「文化財防火デー」を迎えてこのことを再認識し、必要な措置を講ずるよう努力するものとする。
- (3)文化財を災害から守るためには、関係機関や文化財関係者のみならず文化財周辺地域住民との連携・協力が必要である。「文化財防火デー」を機会に、文化財愛護思想の普及と日頃から連携を密にすること等による広域的な地域ぐるみ、住民ぐるみの防火・防災意識の高揚に努めるものとする。

6 宝施事項

- (1)国(文化庁・消防庁)においては、次の事項を実施するものとする。
 - ア 独立行政法人国立博物館等における防災訓練等の実施及び火災・震災対策等の計画の作成
 - イ 広報活動
 - a 政府刊行物による広報
 - b 放送・新聞等による広報

- (2)地方公共団体にあっては、文化財関係者、消防関係者、教育関係者及び地域住民の協力下で、次の事項等を実施 するものとする。
 - ア 防災訓練等の実施
 - a 防災訓練(特に消防機関への円滑な通報体制の確立)
 - b 文化財建造物等への立入検査及び防火・防災指導
 - c 消防用設備等の定期点検の励行の指導
 - d 伝統的建造物群保存地区の住民及び文化財周辺地域の住民に対する防災指導及び防災協力体制の整備の指導 広報活動
 - a 文化財の防災に関する各種広報活動の実施(テレビ、ラジオ、有線放送等の活用及び広報用資料の刊行)
 - b 防災訓練及び防災施設の見学会の実施
 - ウ その他
 - a 文化財の所有者、管理者その他の関係者を対象とした文化財の防災に関する講習会、研究会等の実施(消火の知識、技術の習得等)
 - b 学校、博物館等における適切な行事の実施(文化財講座、文化財愛護写真展等)
 - c 放火による火災が増加傾向にあることを踏まえた文化財関係者等に対する放火火災防止対策等の必要性の周 知と樹立の要請
- (3) 文化財の所有者及び管理者は、教育委員会及び消防関係機関等と緊密な連絡の下で、次の事項を実施するものとする。 ア 防災訓練の実施
 - a 通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練の実施 消防機関に対する通報、消火器・消火栓・ポンプ等を活用した初期消火等について十分な訓練を行うこと。 この場合、指定文化財(美術工芸品・民俗文化財等)の搬出は、当該指定物件の性質を熟知の上、慎重に行い、 物件によっては実物を避け、代替物件を用い行うこと。
 - なお、観覧者の多い社寺等の場合は、観覧者の避難誘導のための訓練も併せて行うように努めること。
 - b 防災訓練後の点検、整備及び研究
 - 消火訓練後の貯水槽への水の補給、消火器への消火薬剤の補充等を確実に実施するとともに、防災訓練終了後に改善すべき事項について十分検討の上、適切な措置をとるように努めること。
 - イ 防災対策の推進
 - a 消防計画の作成と計画に基づく防災体制の整備
 - 消防計画は、文化財の規模、立地条件、人員構成等の実態に即したものとすること。
 - また、防災体制の整備については、特に自衛消防組織の充実強化が図られるよう努めること。
 - 自衛消防組織は、原則として文化財を所有・管理する社寺等の職員により構成されるものであるが、職員が いない場合や夜間に十分な人員がいなくなる場合等には、あらかじめ対策を講じておくこと。
 - b 火災、震災時等の危険が予想される箇所の早期発見と改善
 - c 巡視等の励行
 - d 通報、情報、警報連絡体制の確立
 - e 消防用設備等及び防災設備の点検・整備
 - 消火器、自動火災報知設備、非常通報装置その他の消防用設備等及び防災設備について、外観上及び機能上の定期的点検、整備の励行に努めるとともに設備の操作に習熟しておくこと。また、消防用設備等の点検の結果は点検票及び維持台帳に記録し、これを消防機関に報告する等消防用設備等の維持管理に留意すること。
 - f 消防用設備等の代替措置
 - 震災時に消火栓や非常通報装置が使用できない場合を想定し、これらの代替措置を講じておくこと。
 - g 震災等に対処するための木造建造物等の点検及び応急資材の準備
 - h 電気・ガス設備、火気使用箇所、可燃性物品・危険物保管場所等の点検及び整理
 - i 避難路、避難場所の点検及び整備
 - j 市町村火災予防条例によるたき火、たばこ等の使用禁止区域の明確化とその励行
 - k 文化財周辺環境の整理・整頓
 - 1 消防機関による防火診断

近年、従来の神社仏閣にとどまらず、近代建築物の 文化財の指定・登録が進み、文化財の活用の観点から、 飲食店、物品販売業、ホテル等の用途に使用する場合 など、様態の多様化が進んでおり、これらの多様な文 化財の実態に応じた適切な防火安全対策が必要とされ ることから、現在、消防庁で調査検討を行っていると ころです。

我が国には、世界に類を見ない歴史的、芸術的価値

が高い文化財が数多く残されています。

これらの文化財は、永い歴史の中を先人の努力によって受け継がれ維持されてきたものであり、後世に伝えていくことは私たちの責務です。

そのためには、文化財関係者の努力だけでなく、国 民一人ひとりが文化財を火災等の災害から守るための 日常の心配りを積み重ねて行くことが必要です。皆様 のご協力をお願いします。

特 集 3

平成15年度消防大学校教育訓練計画

消防大学校

消防大学校は、国、都道府県の消防事務に従事する職員及び市町村の消防職員、消防団員に対し、幹部として必要な高度な教育訓練を行っています。

消防大学校では、今回、平成15年度の消防大学校教育訓練計画を策定しましたが、教育訓練科目については、総合教育部門4科、専科教育部門5科の2部9科としており、地域社会構造の変化、少子高齢化社会の到来、高度情報化の進展、災害の複雑多様化等近年の消防を取り巻く環境の変化に対応した科目の充実を図っています。実施回数については、昨年同様、本科、消防団長科及び救急科が1回、幹部研修科、上級幹部科、警防科、予防科、救助科及び火災調査科が2回となっています。また、教育日数は、平成14年度とほぼ同じ日数とし、引き続き講座等内容の充実を図っています。

昨年度、全国消防学校長会等からの要望により、入校の際の資格要件に年齢基準を設けないこととしましたが、 平成15年度も引き続き同様の要件としています。

実務講習については、平成7年1月に発生した阪神・淡路大震災、平成13年9月に発生した新宿区歌舞伎町における雑居ビル火災、米国ニューヨーク同時多発テロなど近年の災害が多種多様化し、その規模・範囲も増大していること、過日、東海、東南海・南海地震の発生の恐れが指摘されたことなど、消防を取り巻く状況やその果たす役割がますます増大していることに鑑み、以下のように充実して実施することとしました。



トップセミナーと危機管理講習会と の統合及び内容の充実

大規模地震、テロ事件等多種多様化・大規模化する災害の発生時に的確かつ迅速に対応できるよう、防災・危機管理能力を向上させるため、地方公共団体の幹部たる消防防災関係者を対象に大規模災害対応能力の習得を目的としたもので、平成14年度まで行ってきた「トップセミナー」と「危機管理講習会」それぞれの研修の内容・期間・対象者などを見直しかつ統合して、新たに「危機管理セミナー」

を開講することとしました。この「危機管理セミナー」では、 危機管理論、危機管理のポイント、指揮者の対応など危機 意識の涵養、図上訓練の実施による実践的な対処法の研 修など、集中的に知識・技能の習得を図ることとしています。

この「危機管理セミナー」は、 大規模災害発生時に実際に住民の先頭に立って指揮を執る地方公共団体の長等(知事、副知事、市長、助役等)を対象とした「トップマネジメントコース (2日間) 消防防災行政の重要課題の現状と問題点を把握する等全体的な危機管理能力を身につける必要のある都道府県の部長級を対象とした「上級マネジメントコース (3日間) 大規模災害発生直後の対策活動や事前準備を主として行う都道府県・市町村の防災担当課長・消防本部課長等防災責任者を対象とした「中級マネジメントコース (5日間)の3つのコースがあります。



違反是正講習会の新設

平成13年9月1日に発生した新宿区歌舞伎町雑居ビル火災では44名もの死者を出しましたが、このことを契機として平成14年4月、消防法の一部改正が行われ、「違反是正の徹底」「防火管理の徹底」「避難・安全基準の強化」等が定められました。これを受け、消防大学校では建物への立ち入り検査・違反処理を行うための法的手段の拡大等、違反是正を的確に遂行するため、広範な知識と高度な専門的知識・技能を習得した消防職員を養成するため、新たに「違反是正講習会」を開講することとしました。



その他

以上のような講座内容の充実、講習会の新設を行った 結果、平成15年度から「学校長研修会」を中止することと しました。

なお、その他の各講習会については従前どおり行うこととしています。平成15年度の実施学科及び実施時期等については表1及び表2、「危機管理セミナー」の概要については表3のとおりとなっています。

表1 実施学科・実施時期

	<u>'</u>	关心于17 关心时期					
音	B	学科等	期・回	教育期間	定員	日数	実施期間
		本科	63	4/7~8/8	52	124	平成15年 4月 8日~平成15年 8月 8日
	松	幹部研修科	35	4/7~6/18	60	73	平成15年 4月 8日~平成15年 6月18日
.	合	幹部研修科	36	10 / 1 ~ 12 / 12	66	73	平成15年10月 2日~平成15年12月12日
教	総合教育	上級幹部科	66	5/7~6/5	54	30	平成15年 5月 8日~平成15年 6月 5日
育	Ħ	上級幹部科	67	9/8~10/8	52	31	平成15年 9月 9日~平成15年10月 8日
Ħ		消防団長科	45	9/8~9/19	36	12	平成15年 9月 9日~平成15年 9月19日
訓		警防科	73	6/16~8/8	60	54	平成15年 6月17日~平成15年 8月 8日
		警防科	74	1/14~3/9	66	56	平成16年 1月15日~平成16年 3月 9日
練		予防科	74	10 / 6 ~ 12 / 12	54	68	平成15年10月 7日~平成15年12月12日
IN	専	予防科	75	1/6~3/12	66	67	平成16年 1月 7日~平成16年 3月12日
科	専科教育	救急科	59	1/14~3/12	52	59	平成16年 1月15日~平成16年 3月12日
目	育	救助科	48	4/3~6/5	48	64	平成15年 4月 4日~平成15年 6月 5日
-		救助科	49	9/3~11/6	48	65	平成15年 9月 4日~平成15年11月 6日
		火災調査科	5	6/10~7/25	48	46	平成15年 6月11日~平成15年 7月25日
		火災調査科	6	10/15~12/2	48	49	平成15年10月16日~平成15年12月 2日
		危機管理セミナー(トップ)	1	7/31~8/1	24	2	平成15年 7月31日~平成15年 8月 1日
		危機管理セミナー(上級)	1	11 / 12 ~ 11 / 14	48	3	平成15年11月12日~平成15年11月14日
		危機管理セミナー(中級)	1	4/7~4/11	54	5	平成15年 4月 7日~平成15年 4月11日
		危機管理セミナー(中級)	2	12 / 8 ~ 12 / 12	52	5	平成15年12月 8日~平成15年12月12日
9	ŧ .	危機管理セミナー(中級)	3	1/19~1/23	36	5	平成16年 1月19日~平成16年 1月23日
多利益系	务	航空消防防災講習会	11	6/30~7/18	36	19	平成15年 6月30日~平成15年 7月18日
ij	萬	航空消防防災講習会	12	2/4~2/25	36	22	平成16年 2月 4日~平成16年 2月25日
	∃	緊急消防援助講習会	6	11 / 25 ~ 12 / 5	48	11	平成15年11月25日~平成15年12月 5日
		違反是正講習会	1	4/21~4/25	54	5	平成15年 4月21日~平成15年 4月25日
	[違反是正講習会	2	7/28~8/1	60	5	平成15年 7月28日~平成15年 8月 1日
		放射性物質災害講習会	4	9/10~9/18	52	9	平成15年 9月10日~平成15年 9月18日
		消防教育訓練研究会	43	3/15~3/23	66	9	平成16年 3月15日~平成16年 3月23日

表2 平成15年度消防大学校教育訓練実施時期

	1 13/10 1 12/11/17/11													
部	学科等	期・回	15年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	16年1月	2月	3月
4	☆ 本 科	63期	8 ◀				8							
教旨	幹部研修科	35・36期	8 ◀		→ 18				2 ←		→ 12			
教育	上級幹部科	66・67期		8 ◀	→ 5			9 ◀	→ 8					
訓	消防団長科	45期						9 ↔ 19						
4-	警防科	73・74期			17 ◀		→ 8					15 ◀		→ 9
練	予 防 科	74・75期							7 ←		→ 12	7 ←		→ 12
無料	対 急 科	59期										15 ◀		→ 12
目	対 助 科	48・49期	4 ◀		→ 5			4 ←		→ 6				
	火災調査科	5・6期			11◀	→ 25			16 ◀		→ 2			
	危機管理セミナー(トップ)	1回				31 ◀	→ 1							
	危機管理セミナー(上級)	1回								12 ← 14				
-	危機管理セミナー(中級)	1~3回	7 ↔ 11								8 ←→ 12	19 ← ▶ 23		
実務講習	航空消防防災講習会	11・12回			30 ◀	→ 18							4 ←→ 25	
講	緊急消防援助講習会	6回								25 ◀	→ 5			
省	違反是正講習会	1・2回	21 ← ▶ 25			28 ◀	→ 1							
	放射性物質災害講習会	4回						10 ← ▶ 18						
	消防教育訓練研究会	43回												15 ← ▶ 23

表3 危機管理セミナーの概要(トップ、上級及び中級マネジメントコース)

目的	コース名	定員	受講科目	受講資格
	トップマネジメント コース	24	1 危機管理論 2 危機管理演習 (状況予測と目標設定による図上訓練等)	1 都道府県知事 2 市町村長 3 1、2に準じる職にある者
地方公共団体の幹部、危機管理統括者等が、地震等の大規模災害発生時の	上級マネジメント コース	48	1 危機管理論 2 地震等に対する危機管理 3 危機管理演習 (状況予測と目標設定による図上訓練等)	1 都道府県及び市町村の防災主管部長 2 消防本部の長・次長 3 1、2に準じる職にある者 (各部署を横断的に統括する役職)
緊急災害対策活動等、危機管理対処能力を修得することを目的とする。	中級マネジメント コース	54	1 危機管理論 2 地震等に対する危機管理 3 NBC災害対策 4 市民とボランティアの災害対策 (DIG等による図上訓練指導等) 5 危機管理演習 (状況予測と目標設定による図上訓練等)	1 都道府県及び市町村の防災主管課長又は 課長補佐等 2 消防本部の課長又は課長補佐等 3 消防学校長 4 1、2に準じる職にある者

文化財ってなに?

私たちが住む日本にははるか昔より様々な文化が栄え、そして移り変わってきました。その中で実に多くの「貴重な文化」が創りだされてきたのです。それらは権力の証であったり、豊かさの極みであったり、感情や感性が昇華されたものであったり、はたまた日常の生活のなたものであったり、はたまた日常の生活のかも知れてもない風習や習慣の一場面だったのかも知れません。今も残る絵画や建築物、様々な造作物、音楽、書物、芸能…これらは現代において貴重な「文化財」と呼ばれています。しかし、「文化財」というのはどんな種類で、いくつくらいあるのでしょうか。

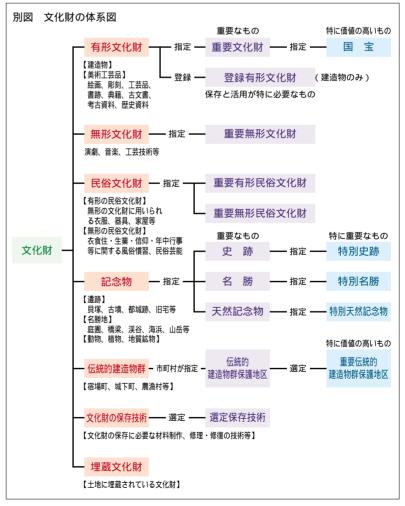
「文化財」という言葉が用いられるようになったのは以外に最近のことでした。それは戦後、1950(昭和25)年の「文化財保護法」(昭和25年5月30日法律第二百十四号)制定公布からといわれています。この法律は、その前年に当たる1949(昭和24)年の法隆寺金堂の焼失がきっかけとなりました。その後、社会情勢の変遷などから、1975(昭和50)年にこの法律の大改正がなされ、「文化財」は別図(文化庁ホームページ参照 http://www.bunka.go.jp)のように分類されたのです。

国指定等の文化財を調べてみると、有形文化財のうち美術工芸品や建造物である重要文化財が12,140件、国宝が1,054、建造物等の登録有形文化財が1,559件となっており、芸能、工芸等の重要無形文化財が個人のものなど合わせて98件、

民俗文化財としては重要有形民俗文化財が195件、重要無形民俗文化財が202件(平成12年4月1日現在 文化庁ホームページより)となっています。 さらに、国指定のものでも記念物や伝統建造物群などがあり、これら以外に都道府県や市町村等各地方で独自の文化財が指定されているのですから、意外なほどの数の多さにびっくりします。

そういえば自分達の町にはどのような文化財 があるのでしょうか。散歩がてら巡ってみるの も面白いかも知れませんね。

参考文献:『日本大百科全書 20』小学館





第5回全国消防広報コンクール受賞作品の紹介

総務課

今月号では、全ての受賞作品と長岡光弘代表委員に よる講評を紹介します。

本コンクールは、10月29日(火)に7名の委員による 表彰選考会を実施し、厳正な審査により受賞作品を決 定しました。また、11月14日(木)に、消防庁において、

審査委員(敬称略・順不同)

光弘 (株)たき工房 取締役 長岡

吉村 潔 (株)メディアブレーン 代表取締役 田中 里沙 (株)宣伝会議「宣伝会議」編集長 石黒 共同通信社 編集局 写真部長

酒井 ゆきえ キャスター、 日本国際青年文化協会理事

長澤 忠徳 武蔵野美術大学教授 丸山 浩司 消防庁総務課長

各部門の最優秀賞及び優秀賞受賞団体に対し、消防庁 長官表彰を行いました。



表彰選考会風景

各部門毎の講評

1【広報紙部門】

応募総数は76作品で(前年比15作品増) 大半が年1 ~2回の発行回数でした。そのため、読者に伝えたい情 報の内容も、防災をはじめ、心肺蘇生法、火災予防など、 情報が同じになりがちでした。一方、同じテーマでも企画 の立て方・編集表現の切り口など、編集技量の差が表現 面で現れる部門です。その視点で審査すると、どの作品 も読者を意識した変化にとんだ紙面作りで、情報の内容 も分かりやすく表現されており、好感の持てる作品群で した。編集技量がしっかりとした作品が多く、年々向上 する作品の審査に苦慮しました。



最優秀賞 『消防だより』 磐南行政組合磐田 消防本部



優秀賞 『広報いなん消防』 揖南消防事務組合 消防本部



『わかば』 春日・大野城・那阿川 消防組合消防本部



入選 『たんごの風』 丹後広域消防組合 消防本部



入選 『広報なが119』 那賀郡消防組合 消防本部



入選 『広報「やまがた西部消防」』 山県西部消防組合

消防本部



『消防のしごと』 北九州市消防局

静岡県 磐南行政組合磐田消防本部『消防だより』

読者の身になり、分かりやすく編集されている優れた作品である。それは、火災から身を守るためのQ&Aを始め、心肺蘇生法を3つのポイントに 分け紹介するなど、編集の表現切り口に見て取れる。情報内容も充実している。

レイアウトも複雑な構成ではなく、視点の混乱を招かない。「消防だより」は、編集技量の光る作品である。

2【広報写真部門】

スを上手くものにしており、作品のクオリティが高い作品 が多くありました。しかしながら一方で、構図があまい作 品も見受けられ、トリミング次第で入選の可能な作品も数



鸗







兵庫県 揖南消防事務組合消防本部『広報いなん消防』

福岡県春日・大野城・那阿川消防組合消防本部『わかば』

表現は、新聞記事もビジュアルとして活用し、迫力のある紙面を構成している。

ない。情報内容も豊富である。大きなサイズを上手に表現した、優れた作品である。 広島県 山県西部消防組合消防本部『広報「やまがた西部消防」』

京都府 丹後広域消防組合消防本部『たんごの風』

和歌山県 那賀郡消防組合消防本部『広報なが119』

福岡県 北九州市消防局『消防のしごと』

応募総数は、41作品でした。どの作品も広報写真として

の役割を的確に捕えていました。また、シャッターチャン

最優秀賞 『激流と闘う消防隊』 (その1) 東京消防庁

しており、写真とポイントを絞った文章で構成されている。編集表現力の優れた作品である。

みな技が光る。情報内容も、ページごとに整理されており、製作者の表現センスの光る作品である。

(その3)



優秀賞 『最後の使命』 横浜市消防局

『炎に向かう』 中和広域消防組合消防本部



写真を上手に活用した広報紙である。可読性も優れている。特に2~3ページの「ビル火災、我が身をどう守る」は、見開きの特性を有効に活用

余白を活かした清潔感のあるレイアウト。的を得たバランスの良い写真表現、見出しや本文にゴシック体を用いた書体の設定など、視覚的に巧

大胆にレイアウトされた写真、可読性のある本文の文字の大きさなど、紙面全体を通して伸び伸びと表現された作品である。特に2~3ページの

応募作品の中では、数少ないタブロイドサイズの広報紙である。派手な色使いではあるが、レイアウト表現が優れており、視線の混乱はまねか

表紙・2~3ページが、特集情報の連動が施されており、上手なページ構成である。一方、視覚的にも立体イラストや写真を用いて、読者に分か

小学校3・4年生向けの社会科の副読本である。消防に関する様々な仕事の内容を上手に整理され、丁寧にページ構成されている。一方で、紙

りやすく情報の訴求を図っている。欲を言うと、本文の文字が大きいため、行間をもう少し空け、可読性に注意したい。

面の随所にビジュアルを用いて、分かりやすく表現が施されている。子供の視点で編集された、魅力的な作品である。

入選



多く見受けられ、悔やまれます。応募作品のレベルが高い

部門だけに、ちょっとした技術の差が、入選と選外を別け、



『ちびっこ 消防士誕生』 にしたか 消防本部





実際の水難救助活動の様子を撮影した3枚の組写真は、見る人に、水難の恐ろしさと救助の有り難さ、隊員の冷静な対応をダイレクトに伝える、 迫力のある力作である。3枚の構図も、ロングからアップ、やや俯瞰へと、流れがあり上手い。審査委員全員の推挙で、最優秀賞に選ばれた。

神奈川県 横浜市消防局『最後の使命』

鎮圧後の災害現場へ進入する消防隊員の姿を上手く捕えた写真である。やや左に寄せた被写体の構図も良い。また、被写体のメーンは隊員 の後ろ姿であるが、屋内に気を配る隊員の鋭い目を感じる、緊張感のある作品に仕上がっている。

岐阜県 羽島市消防本部『秋気』

写真中央から上部に構成された白く飛び散る放水が、「ゴー」とこだまするように聞こえるような、臨場感のある作品である。構図も安定感があり 優れている。写真全体から題名通り、秋の気配を感じる優れた作品である。

トピックス

選作

兵庫県 にしたか消防本部『ちびっこ消防士誕生』

防火衣を着た子供達の表情から「嬉しさ」と「はずかしさ」を瞬時に読み取れる、心情を上手く捕えた作品である。また、消防車の赤色と防火衣 の黄色の配色が、写真全体を力強くしている。 広報写真として高く評価され、入選を果たした。

入選作

奈良県 中和広域消防組合消防本部『炎に向かう』

炎上する家屋から火災の恐ろしさを感じさせる、緊迫感のある写真である。

右側に位置した消火活動を行う隊員、中央から左側に炎上する家屋など、写真のアングルも上手い。消防隊員の命をかけた消火活動を、見事に捕えた作品である。

人選作品

香川県 高松市消防局『豆消防士奮闘』

訓練を行う子供達の真剣な眼差しを、上手く捕えている。子供の目線で捕えた構図も良い。併せて、写真のバックのボケ具合も良く、広報写真としての完成度を高めている。何気なく撮られた写真のように見えるが、細部まで計算された写真である。

3【広報ポスター・広報カレンダー部門】

ポスターの役割は、見る人に、伝えたい情報を 瞬時に分かりやすく訴求できるかにかかっていま す。また、ポスターに目を止めていただく為の、イン パクトのある視覚的な表現力が求められます。一 方、カレンダーは、玉組の機能性と永い間用いるこ とを考慮し、表現には装飾的なセンスも必要とな ります。また、伝えたい情報をある程度盛り込める ことも、特性の一つと言えます。それらを踏まえ審

査すると、どの応募作も視覚的なアイデアに飛んだ作品が多く、クオリティの高い作品が多くありました。同じ情報テーマでも、視覚的な見せ方の差で、入選を逃した作品も多くあり悔やまれます。なお、応募総数は42作品で、8作品がカレンダーでした。



最優秀賞 『ポスター』 大阪市消防局



優秀賞 『ポスター』 東京消防庁



優秀賞 『ポスター』 堺市高石市消防組合 消防本部



入選 『カレンダー』 白河地方広域 市町村圏消防本部



入選 **『ポスター』** 熊谷地区消防本部



入選 **『ポスター』** 京都市消防局



特別賞 **『ポスター』** 那賀郡消防組合消防本部

大阪府 大阪市消防局『ポスター』

単純な構成であるが、視覚的な計算が細部まで施された、優れたポスターである。それは、シンプルな色調とセンターに堂々と表現された手書きのキャッチフレーズ、単純な線画で描かれたイラストに見て取れる。全体的なレイアウトのバランスも良く、見る人に強い印象を与える作品である。

東京都 東京消防庁『ポスター』

分かりやすいビジュアルと色で、安全と危険を対比させ、上手に訴求を図っている作品である。シンメトリーなレイアウトであるが、キャッチフレーズを大きく表現することで、レイアウトに変化を付けている。また、強烈な色の配色が、このポスターの魅力にもなっている。

大阪府 堺市高石市消防組合消防本部『ポスター』

子供達に人気を博したと思われるメーンビジュアルは、消防車1台1台をアミ点に見立て、恐竜のイラストに表現されている。手のこんだ作品である。標語も力強い書体と大きさで、好感が持てる。悔やまれるのは、恐竜の色調で、鮮やかな色に再現したい。

福島県 白河地方広域市町村圏消防本部『カレンダー』

防火ポスターの入選作品と、制作者の顔をモチーフに表現された、アットホームで楽しいカレンダーである。玉組もしっかりと組まれており、飽きのこない作品である。併せて防火の標語も、上手くレイアウトされている。

埼玉県 熊谷地区消防本部『ポスター』

小学生の描いた、防火ポスターのインパクトの強さに脱帽する。大胆な構図と色使いが素晴らしい。一方、下段に処理した予防の告知部分が、情報量と大きさの割りには面積が狭く、読みにくい。もう少し天地にスペースを確保し、ゆったりと表現したい。

入選作品

作品

入選作品

町方火消しを、切り絵風なタッチで描いたイラストが、ポスターとしての魅力を高めている。一方、さり気なく消火器を持った女性も描かれており、 製作者のユーモアを感じる。気になるのはキャッチフレーズの大きさで、若干小さくし可読性を高めたい。

和歌山県 那賀郡消防組合消防本部『カレンダー』

12枚組のカレンダーである。各月ごとに、幼児から小学生が描いたポスターと応募作の標語で構成された、手作り感覚あふれる作品である。年間を通して、楽しみながら活用できるカレンダーである。欲を言えば、玉組の数字を大きくし、目立つ書体を用いたい。

4【ホームページ部門】

今回から新しく設けられた部門で、応募総数は38作品でした。ホームページは、行政機関をはじめ、各種団体、企業、個人を問わず、広報活動や販促活動、タイムリーな情報の発信など、様々な目的で活用されています。一方、利用者の立場からいうと、必要な情報を手軽に入手する方法として、ホームページは欠かせない存在となっており、消防広報にとって、今後ます

ます重要度の増すメディアであると考えます。審査に 当たっては、トップページをはじめ、分かりやすい工 夫が施されているか、情報内容が充実しているか、ま た構成・階層など適切であるか、利用者とのコミュニケ ーション機能を備えているか、などを重視し行いまし た。どの応募作品も力作揃いで、感心する作品が多く、 レベルの高い審査となりました。



最優秀賞 http://www.tfd. metro.tokyo.jp/ 東京消防庁



優秀賞 http://www.k-net. or.jp/komakifd/ 小牧市消防本部



優秀賞 http://www.city.osaka.jp/ shobo/cgi-bin/top.cgi 大阪市消防局

^耶 入選 http://www.city.kyoto.jp/shobo/main





入選 http://www8.ocn. ne.jp/ yamasei/ 山県西部消防組合 消防本部



入選 http://www.city.kitakyushu. jp/k0400101/top.html 北九州市消防局

優秀作

東京都 東京消防庁

シンプルなフェースを持つトップページであるが、分かりやすく整理されたコンテンツ表現が、利用者にとって使いやすい構成になっている優れた作品である。また、応急手当・申請用紙のボタンなど、すぐに必要と考えられる項目も、目立つ表現処理が施されており好感が持てる。一方、検索機能をはじめ、利用者とのコミュニケーション機能も備えており、審査委員全員の推挙で選ばれた。

愛知県 小牧市消防本部

職員の描いたイラストが、各階層に描かれており、それらがアットホームな手作り感覚あふれるホームページに仕上がっている。新着情報をはじめ、携帯電話用のページ、キッズページなど、情報も充実しており、クオリティの高い作品である。

大阪府 大阪市消防局

災害に遭遇した時の「安全の手引き」に関しては、6カ国の言語に及ぶ対応が設けてあり、国際都市大阪ならではの配慮が嬉しい。情報内容も充実しており、併せて階層は深いが分かりやすく表現されている。良く考えられている作品である。

京都府 京都市消防局

愛くるしいアイコンと和風な地紋で、アクセスした人を迎えてくれる京都市消防局の作品は、見易く綺麗な表現である。アイコンをクリックすると、 情報項目が整理されており、表現レベルは高い。また、所轄の消防署のリンクも設けてあり、地域に密着した作品である。

広島県 山県西部消防組合消防本部

表現面では、今一歩であるが、遊び感覚で情報を得ることができる作品である。また、他のホームページには見かけない、スキー・登山キャンプでの応急処置のページなど、オリジナリティのあるコンテンツが高く評価され、入選作へと推挙された。

福岡県 北九州市消防局

コンテンツのタイトルに工夫があり、情報量も充実しており好感が持てる。表現も色を巧みに用いて、見易く上手にまとめてある作品である。自 主制作である北九州市の作品は、職員の広報に賭ける熱意を感じる力作である。 ・・・・・トピックス ・・・・・・・

災害時のボランティア活動のための 環境整備に関する検討報告書の概要

防災課

消防庁では、災害時のボランティア活動という局面 に焦点をあてて、ボランティア活動の活性化とその支 援のために行政がどのような環境整備を行うべきかを 検討することを目的として、平成14年1月から計7回

にわたって検討懇談会を開催しました。このたび、そ の提言が報告書としてとりまとめられました。

報告書は5つの章で構成されています。以下、各章 毎の概要を紹介いたします。

災害時のボランティア活動を考えるときの視点

- ・災害時のボランティア活動は「特別な人がする特別な活 動」ではなく、自分自身や周囲の人々の命や暮らしを災 害から守りたいと考える「誰にもできる活動」です。
- ・災害時のボランティア活動を大別すると 普段から災害 ボランティアとしての自覚を持って行動している人々、 普段は災害以外の分野でボランティア活動を継続的に 実施している人々、 災害時、被災者を助けたいという 気持ちを持って行動する人々の3種類の人々によって担 われます。
- ・災害時のボランティア活動の成否は被災地のニーズとボ ランティア資源とを結びつける上記 や の人々による ボランティア・コーディネーションにかかっています。

2 災害ボランティアの活躍の場に関する提言

・災害ボランティアであると自己規定する人々が日常的に 活躍できる場としては、少なくとも「地域の防災力向 上に向けた市民参画をとりもつコーディネーターとして」、 「災害や防災に関する情報発信・啓発・教育の講師と 「災害や防災に関する地域情報通信員として」 「地域のイベント支援を行うボランティア・コーディ ネーターとして」というような4種類の場での活躍が期 待されます。

3 国(消防庁)に期待される役割とは

教育の提供

・防災に関連する標準的な教育プログラム体系を開発し、 消防大学校や消防学校を場として、消防職員だけでなく、 地方公共団体の防災担当職員、企業の防災担当者、NPO 組織の活動家等にも受講機会を提供するとともに、イン ターネットや書籍、ビデオ等の媒体で公開することが期 待されます。

情報の提供

・各種情報媒体により、さまざまな種類の情報を収集、集約、 発信する機能を果たすことが期待されます。

場の提供

対する支援拡充

・市民参画を前提とした地域の防災力を高めるため、地域 のさまざまな人が集う「地域防災(都市防災)プラット フォーム (仮称)」の設置や、防災に関する行政目標の 検討に向けた市民の関与といった場を企画・維持する必 要があることから、こういった取組みの意義を広めてい くことが期待されています。

国(消防庁)の支援施策に対する具体的な提言

ボランティアセンターにおいて、災害発生時に被災地か らの支援要請(需要)と活動する災害ボランティア(供給) との調整(マッチング)の支援

検索、縦覧機能といったアクセサビリティーを強化した 広域的な調整ツールとしてのボランティアデータバンクの

災害ボランティア組織の活動事例紹介と災害関連情報の 収集発信

学校教育における総合学習を活用した「体験学習型防災 教育」の推進や、家庭内や地域で学習できるe-ラーニング を活用した消防防災・危機管理に関する教育のコンテン

広域防災拠点を活用した研修、訓練を実施 消防・防災職員等のOBを災害ボランティア活動に誘導 実践的訓練・研修などソフト面を含めた自主防災組織に

- 5 災害時のボランティア活動に対応した地方公共団体に おける体制整備
- ・災害ボランティアの育成という行政目標について明確化 することが必要です。
- ・日頃から災害ボランティア団体のネットワーク化への支 援や、災害ボランティアに関係する各地方公共団体の関 係部署との連携を日頃から深めておくことが必要です。
- ・高度な判断能力と豊富な災害対応に関する知識と意識、 感性を備えた職員の育成が求められます。

災害ボランティアの活動環境に関する検討懇談会名簿(敬称略・順不同)

【委員長】林 春男 京都大学防災研究所教授 市民防災研究所研究員 【委 員】青野文江

> 市川啓一 レスキューナウ・ドット・ネット代表

伊村則子 武蔵野女子大学短期大学部生活創造デザイン学科専任講師

上原泰男 東京災害ボランティアネットワーク事務局長

平野 昌 ハローボランティア・ネットワークみえ事務局 (三重県地域振興部東紀州活性化プロジェクトグループ主幹)

務台俊介 消防庁防災課長

第5回全国消防救助シンポジウムの開催

救急救助課

1 概要

消防庁では、去る11月26日(火)よみうりホール(東京都千代田区)において、救助技術の向上及び啓発並びに救助隊員相互の交流を図り、我が国における救助体制の一層の充実を図ることを目的として、全国消防救助シンポジウムを開催しました。

今回は、近年、河川を利用しての自然体験型レジャーや、アウトドアスポーツ志向の高まりにより増加傾向にある、流れの速い河川等での水難事故に的確に対応するため、「急流河川事故等に関する救助方法について」をテーマとしました。

今回のシンポジウムには、全国の消防救助関係者等約1,000人が参加し、河川での水難や山岳事故での救出活動に関わる民間の有識者をお招きして、河川特有の専門的なお話をお聞きするとともに、救助技術の研究成果、救助活動事例の発表や意見交換などを行いました。

本シンポジウムの内容については、後日記録集を発 行し、消防本部等に配布する予定をしています。

2 内容

(1) 講演

文部科学省登山研修所指定講師 山本 一夫 演題「遭難救助活動における安全対策」

NPO法人広域防災水難救助捜索支援機構理事長 藤原 尚雄

演題「急流救助のセオリーとそれに則った方法論」 ~流れの特徴を検証し、それを利用した救助方法の紹介~

(2)救助活動事例発表

全国の消防本部などの応募の中から 5 事例の発表が 行われました。

演題及び発表者は以下のとおりです。

ア「シャワークライミング(沢登り・沢下り)中に おける水難事故」

東近江行政組合消防本部 川副 直輝

イ「利根川におけるラフティング中の転覆事故に伴 う救出活動を考えて」

群馬県防災航空隊 大山 泰正

- ウ「激流河川におけるカヌーの水難救助活動について」 東京消防庁 山﨑 純一
- エ「増水急流河川の中洲からの救助について」 広島市消防局 藤田 進
- オ「水難救助合同訓練の実施結果」 相模原市消防本部 関口 晃嗣

(3)パネルディスカッション

「急流河川事故等に関する救助方法について」と題し、 ご講演いただいた山本氏、藤原氏、有限会社エスケイ プ代表取締役サイモン・ロジャース氏、東京消防庁警 防部訓練課長川島一郎氏、群馬県防災航空隊長細井豊 氏、コーディネーターにレスキュー3ジャパン代表北 川健司氏、総務省消防庁救急救助課長吉崎賢介らを迎 え、北川氏の司会進行で意見交換が行われました。

3 **おわり**に

開催に当たり、全国から定員を超える参加希望があり、人数調整の結果、各都道府県、消防本部の方々には大変ご迷惑をかけました。

本シンポジウムが今後も救助隊員等の情報交流の場として救助技術の向上に大きな役割を果たしていける ものと考えています。



泰京労隹里暮長 NPO法人 広域防災水難救助捜索支援機構

トピックス

廃棄物処理施設の火災対策検討会の概要

危険物保安室

消防庁では、火災時の消防活動上の安全確保や火災 予防の面で問題となっている廃棄物処理施設の火災対 策について、近年の廃棄物処理に係るプロセスや施設 形態の複雑多様化を踏まえつつ、防火安全対策、消 火・救助活動のあり方に関して検討を行うことを目的 として「廃棄物処理施設の火災対策検討会」を設け、 議論を進めています。

本検討会は消防庁審議官を委員長として、消防庁、



廃棄物処理検討会

廃棄物処理施設の火災対策検討会メンバー

(敬称略・順不同)

【委員長】

東尾 正(総務省消防庁審議官)

【委員】

三部 清(所沢市消防本部東消防署長)

宮本 英機(千葉市消防局予防部参事兼予防課長)

加藤 秀之(東京消防庁予防部危険物課長)

原 光男 (川崎市消防局予防部危険物課長)

藤田 雄三(姫路市消防局予防副課長)

坂田 親志(北九州市消防局警防部警防課長)

小林 恭一(総務省消防庁予防課長)

梅原 直(総務省消防庁危険物保安室長)

和田 修(総務省消防庁消防課課長補佐)

尾川 義雄(独立行政法人消防研究所研究員)

*事務局:消防庁危険物保安室

独立行政法人消防研究所及び消防本部の代表により委員を構成しています。

平成14年10月10日に第1回を開催し、廃棄物処理施設の現状・問題点について検討を行うとともに、本検討会における検討の進め方について確認を行いました。

具体的な検討手順は別図のとおりであり、防火安全 及び消火活動の両面からの火災対策について、平成14 年度中を目途にとりまとめを行うこととしています。

別図 廃棄物処理施設の火災対策検討フロー

廃棄物の種類 ・ 不燃ゴミ) 産業廃棄物 処理内容 (選別、焼却、...)

(廃棄物の選別・収集・運搬方法のパターン)

火災統計・ 現地視察・ ヒアリング

廃棄物処理施設 の類型 屋内(中間処理施設、焼 却施設、…) 屋外(埋立処分場、…)

出火危険の 高い工程

消火・救助 活動が困難 なケース

廃棄物処理 施設における

防火安全上 のポイント 消火・救助 (重点となる類型・ 活動上 工程)

現行の基準・ 安全対策

廃棄物処理施設における

防火安全対策 消火·救助活動

のあり方

上記検討結果の活用方策

・基準化 ・ガイドライン etc.

トピックス

消防団啓発ポスター及び消防団参加促進リーフレットの作成

消防課

消防団は、地域社会における消防防災の中核として重要な役割を果たしているものの、消防団員数の減少や高齢化などの課題に直面しています。

消防団は、消火・防災活動はもとより、平常時の啓発活



動など幅広く活躍し、とりわけ大規模災害時には中核的な役割を期待されています。

そこで、消防団活動への 理解と協力を促すとともに、 特に青年層や女性層の消防 団への参加促進を図ること を目的として、財団法人日本 宝くじ協会の協賛により、 消防団啓発ポスター(B2判)及び消防団参加促進リーフレット(B5判、ポスターと同デザイン)を作成しました。

1 ポスター・リーフレットの概要

CM等で活躍中のモデル、細田阿也さんを起用しました。

2 標 語

「安全・安心、守ります。気分はまちのサポーター。」

3 配布部数及び配布先

ポスター25万5,000枚を各消防団・分団、消防本部、市町村、都道府県、高等学校、大学、短期大学及びその他の消防機関へ、リーフレット120万枚を各消防本部及び市町村へ配布しました。特に青年層や女性層の消防団への一層の参加を促進するため、各高等学校、大学及び短期大学への重点的な掲出を図っています。

第1回消防大学校学生訓練見学会の実施

消防大学校

消防大学校では、去る10月30日(水)に下記内容で第 47期救助科学生による校長査閲訓練を実施しました。

今回の査閲訓練には消防大学校での教育訓練の実情 披露と、消防防災意識の啓発のため、初めての試みと して査閲訓練を一般公開しました。

当日は調布・三鷹両市から約100名の住民の方が見学に訪れました。

1.参加学生数(救助科第47期)48名

2.訓練内容

- (1) 救助員点検訓練
- (2)車両の衝突による毒劇物の漏洩を想定した毒 劇物災害対応訓練
- (3)玄倉川災害の教訓から考えられた救出方法による中州からの救助訓練
- (4) 各種救助資機材やクレーンを活用した多重衝 突交通事故対応訓練
- (5)はしご車等を活用した高層建物火災対応訓練
- (6)消防新資器材の展示訓練

今回の訓練に参加した学生からは、「これからも多くの方々に訓練を見学していただき、防災の重要性、消防の活動内容の充実及び高度化を知ってほしい。」という感想が多く聞かれたほか、見学された方々も「初めて見学したが、とてもすばらしかった。安心して生活できるし、子供たちにも良い刺激になる。」と感想を述べられていました。

消防大学校としては、今後も地域住民との関わりを 深め、防災・危機管理の意識高揚を図るため、学生の 実技訓練等を披露する見学会を定期的に開催したいと 考えています。



カ斗学と 救助訓練を展示する第47期救

消防法の一部改正に伴う執務上の質疑応答

防火安全室

防火安全室では、消防法の一部を改正する法律が平 成14年4月26日に成立したことに伴い、5月中旬から 7月下旬までの間、全国7か所において「消防法の一 部を改正する法律」に関する説明会を予防課と合同で 実施しました。また、8月30日に立入検査マニュア ル・違反処理マニュアルを通知したことに伴い、9月 上旬から10月下旬にかけて消防庁、全国消防長会及び 違反是正支援センターの三者共催で、全国9か所にお いて、違反是正等研修会を実施しました。また、例年 全国6か所において実施している消防法違反是正推進 会議についても、上記研修会と同内容で実施しました。 (右図「説明会等開催地」参照)これらの説明会におい て質問された事項及び今回の改正に伴い、執務上必要 と考えられる事項のうち、立入検査及び違反処理に係 るものについて取りまとめ「消防法の一部改正に伴う 立入検査及び違反処理に関する執務資料について」(平 成14年10月24日消防安第107号)により通知したところ です。この中から執務上必要性が高いと考えられるも のを抜粋してご紹介します。

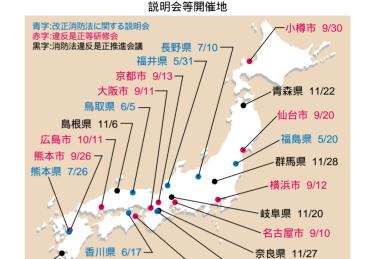
消防法第3条関係

- 問 消防法第3条第1項命令の発動要件である「消火、 避難その他の消防の活動に支障になると認める」と は公設消防隊の活動の支障になることを意味するの か。
- 答 「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」とは、消火、避難等消防の活動に支障になる場合一般をいい、必ずしも公設消防の活動に支障となる場合に限られず、防火対象物の関係者の消火や避難の活動も含むものである。

なお、「消火、避難その他の消防の活動に支障になると認める」場合の具体例については、違反処理マニュアルP63を参照されたい。

消防法第5条関係

問 次のような場合、標識はどこに設置するのか。 複数のテナントが存する防火対象物について一つ



徳島市 9/27 →

のテナントにのみ命令を発した場合 複数のテナントが存する防火対象物について複数 のテナントに命令を発した場合 防火対象物全体にかかる措置命令を発した場合で、 当該防火対象物に出入口が複数存する場合

奈良県 6/28

答

←鹿児島県 11/1

- 1 について、命令を発したテナントの出入口に設置することを原則とする。なお、必要に応じて防火対象物の出入口に設置する。
- 2 について、命令を発したテナントの出入口ごと に設置することを原則とする。なお、必要に応じて 防火対象物の出入口に設置するが、この場合設置場 所等の状況を勘案して標識を一つにまとめる等の手 段を考慮する。
- 3 について、防火対象物全体にかかる措置命令に ついては主要な出入口に設置する。なお、出入口の 使用状況から判断して、一箇所の標識の設置では、 不十分な場合は、複数設置することができる。
- 問 「ホームページに掲載する場合は、他の方法と併せて行うものとする。(違反処理マニュアルP34)」とした理由は何か。
- 答 公示の趣旨は、「当該防火対象物の利用者や近隣の 防火対象物の関係者等が不測の損害を被ることを防ぐ

こと」であるが、ホームページへの掲載による公示方法をとった場合は、周知の相手方がこの趣旨に示された利用者や関係者等と合致しない場合があると考えられるためである。

問 命令をした場合の公示について、公報への掲載を 行った場合、命令事項の履行後に公示がなされている 状態となる場合が考えられるが、受命者に不利益を与 えないか。

答 公報という媒体の性格から、この様なことが起こりうるが、公示制度の趣旨から判断すれば、受命者の受認義務の範囲内であると考えられる。なお、紛争を予防する一つの方策として、命令を発出した日時について明示することや履行された旨を公示することにより対応されたい。

消防法第5条の2関係

問 消防法第5条の2第1項第1号の命令の適用要件の意義として「…営業活動を継続…している場合など火災予防危険、人命危険等が引き続き存する場合に措置する。」とあるが、これはどのような場合か。(違反処理マニュアルP67)

答 例として、次のような場合が考えられる。

- 1 消防法第5条の3第1項による除去命令の発動後、 避難障害となる商品の除去がされず、その後も商品 を搬入し、除去命令時に設定した履行期限内に除去 することが不可能で使用停止命令を行わなければ人 命危険が排除できない場合
- 2 消防法第17条の4第1項による自動火災報知設備 設置命令後に、大売り出し等の催物を開催している ことにより、防火対象物の収容人員が急激に増加し、 火災発生を早期に発見しなければ、逃げ遅れによる 人命危険が予測される場合

消防法第5条の3関係

問 消防法第5条の3第1項の除去命令の要件「物件が存置されていることにより、一人でさえ通行することが困難なもの(違反処理マニュアルP68「違反処理基準 4」)に該当し、除去命令を発した場合の次のそれぞれの事例の対応はどのようにすべきか。

除去命令が発せられると物件を除去するが、違反 を繰り返し行う場合

通行可能な状況まで物件を除去・整理したが、ま

だ、階段に避難障害となる物件を存置している場合 除去命令を防火対象物の関係者であるビル所有者 に発した後、是正に着手する前に、当該物件の所 有者で権原を有する者に命令を発することができ る状況になった場合

答

- について
 告発により対応することを検討する。
- 2 について

障害の程度によるが、消防法第8条の2の4の管理違反について適正に指導を継続する。防火管理者選任義務対象物に対しては、消防法第8条第4項(防火管理適正執行命令)の適用も考慮する。

3 について

本来の受命者が判明したことにより、法第5条の3第1項に基づく「特に緊急の必要があると認める場合」を適用する必要がない場合はビル所有者に対する命令を撤回し本来の受命者に対し除去命令を発する。

違反処理基準関係

問 違反処理基準 4(消防法第5条の3)の「一人でさえ通行することが困難なもの」の事例に該当する程度に達していないが、他に、防火戸等に不備があれば除去命令を発してもよいか。(違反処理マニュアルP68) 答 この場合は、出火危険、延焼危険に着目して除去命令を発することとなる。なお、併せて防火戸の改修指導についても考慮する必要がある。

「一人でさえ通行することが困難なもの」の場合は、 建物用途や収容人員等に関わらず命令措置を行う必要 のある最低限の事例であり、人が一人通行できる場合 は、火災危険等を含めて判断し違反処理を行う。

違反処理実務関係

問 デジタルカメラによる映像は告発書の資料として 採用されるか。

答 デジタルカメラによる映像については、その改変が行われやすいことから、正式裁判となった場合、証拠能力、証明力について争われることがある。

このため、各消防本部において告発時の添付資料と しての適否について捜査機関と協議しておくことが必要である。



埼玉県 所沢市消防本部



「環境に配慮した消防行政を目指して!」

所沢市は、埼玉県南西部に位置し、人口は33万5千人に達しています。埼玉県内はもとより首都圏30km圏のなかでも、有数の自然環境と人口規模を有している当市は、埼玉県南西部地域の中心都市として、さらに発展していくことが期待されています。

所沢市消防本部は、昭和30年9月に発足し、現在1本部 2 消防署 4 分署、325名の消防職員で構成されています。

近年、環境問題への取組みが地球規模で重要となっています。こうした中、当消防本部は、平成14年11月9日付けで、消防機関単独では、全国で初めて、環境マネジメントシステムに関する国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

水とみどりに恵まれた地球、私たちはその地球がもたらす自然環境を享受してきましたが、今を生きる私たちは、多くの人々が守り受け継いできた、恵み豊かな環境を享受するだけでなく、将来にわたって引き継いでいく責務があります。そのためには、日常生活や事業活動のあり方を根本から見直し、それが環境に負荷をかけるものであるならば、少しでも改善させていこうという、地道な営みが必要です。

これまで、当消防本部では、火災をはじめとする災害が環境に重大な影響を与えることを十分に認識し、

埼玉県 所沢市消防本部 消防長 坂本 龍司

火災の予防や災害による被害の軽減などを実施する施策、活動を通じて、自然環境の保全や地球温暖化の防止、オゾン層の保護など、地球環境問題の解決へ向け、努力してまいりましたが、さらに、これらを確かなものとしていくため、効果的・効率的な行政運営の手段のひとつとして、環境マネジメントシステムを導入し、国際規格ISO14001の認証を取得するため、職員一丸となって取り組んでまいりました。

環境マネジメントシステムは、消防本部が行うすべての活動を対象とし、火災の予防や災害による被害の軽減などを通じて地球環境問題に取り組む姿勢を掲げた「所沢市消防本部環境方針」に基づき、13の環境目的、19の環境目標を掲げ、環境改善活動に取り組んでいます

これからも、当消防本部は、国際規格ISO14001の認証取得を一つの契機として、「市民が安心して暮らせるゆとりあるまち"ところざわ"」の実現にむけ、さらなる努力を積み重ね、33万市民のさらなる信頼と期待に応えていくとともに、今後も、構築した環境マネジメントシステムを活用し、消防本部が行うすべての活動について、環境配慮型にし、それらを継続的に改善していきたいと考えています。



所沢市消防本部ISO14001登録証授与式(平成14年11月15日実施)



ISO14001環境マネジメントシステム登録証

第15回JICA消火技術コース研修終了

北九州市消防局

北九州市消防局がJICA国際協力を始めて15年、今年は7月30日から3ヶ月間、7ヶ国8名の研修生を迎えた。これまでに59ヶ国132名を受け入れており、今年は研修生のフォローアップと北九州市での生活を少しでも楽しく思い出のあるものとしていただくために、英語版のホームページを開設し、また休日には職員と一緒に花火大会やバーベキュー大会、ホームヴィジット等を行った。



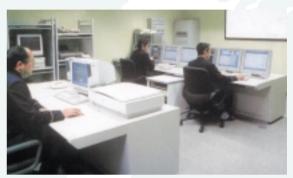
閉講式で修了証書を受け取った研修生

要介助者の迅速な避難に役立てる避難困難者等の登録制度実施

丸亀市消防本部

丸亀市消防本部では、平成14年度に消防緊急通信 指令装置を一新したのを機会に、避難困難者からの登 録申請をこの装置に入力し、いざというときの迅速な 対応に備えている。登録の対象は、災害時に自力で 避難することが困難な人で、住所や心身の状態、掛か りつけの病院などを登録しておくと緊急通報の受付 けも早くでき、避難の指示や支援が受けやすくなる。

現在、登録者の数は600人程度で、高齢者が多くを 占めており、市民や関係の団体に好評を博している。



避難困難者情報を入力している通信指令装置

住無

福岡県

望〈ぼうろう〉林娄

通

信

消

防

群馬県

きてみてたいけん! 2万7千人の市民で会場は大盛況!!

柏原羽曳野藤井寺消防組合消防本部

「消防Festa2002inはびきの」を11月9日(土)に、はびきのコロセアムで実施した。注目はメインアリーナの半面を使用して行った「消防SASUKE」。救助隊員が考案した8つの障害物を設けた難コースに、あらかじめエントリーした市民がチャレンジ。2分という制限時間内にゴールできなければ「ドカーン」という大音響とともに競技をストップ。詰めかけた市民から大きな声援を受けていた。その他、消防体験コーナーなどを設け、たくさんの市民で賑わった。



市民が「消防SASUKE」に挑戦

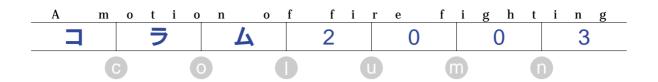
草津町消防団と遭難救助隊雪上訓練を実施

草津町消防団

毎年3月1日に、草津町消防団及び草津町遭難救助隊による雪上訓練を、吾妻森林管理署・草津スキークラプ及び長野原警察署の協力により草津国際スキー場において実施している。訓練内容としては、スキーツアーコースの標識や危険箇所の点検等をしたり、スキー板を組み合わせた担架による人員救助の訓練等を行っている。また、群馬県防災航空隊の協力により、防災へリコプター「はるな」を使用した、遭難者の救助訓練も行っている。



防災ヘリコプター「はるな」による救助訓練



消防大学校における 近隣地域への災害時支援体制

消防大学校では、かねてから地域住民との関わりを深めることに努めておりますが、その一環として平成14年11月8日(金)に東京消防庁三鷹消防署と地震等大規模災害時における消防活動支援に関する協定を結びました。

これは、地震等の大規模災害が発生した時に、消防大学校の教職員や学生有志でボランティアを組織し、地域の応急救護活動、救出活動、消火活動及び災害情報提供活動等の各種活動を支援するもので、支援期間は災害発生から概ね2~3日以内程度としています。

なお、支援対象地域は消防大学校のある調

布市深大寺地区に近接する三鷹市中原・新川・北野の3地区ですが、昨年8月30日に調布消防署と締結した支援協定の対象地域と併せると、調布・三鷹両市の約20%に当たる地域、居住者数約5万9千人(約2万6千世帯)をカバーすることとなります。

本協定締結の後、消防大学校今井康容校長と東京消防庁三鷹消防署植木一之署長、東京消防庁調布消防署菊池幸雄署長の三者が懇談し、今後とも相互に情報交換を密にして地域防災協力を進めていくことなどを再確認しました。



協定を締結した今井消防大学校長と植木三鷹消防署長、菊池調布消防署長



春季全国火災予防運動

予防課

消防庁では、『消す心 置いてください 火のそばに』を統一標語として、平成15年3月1日(土)から3月7日(金)までの7日間にわたり、春季全国火災予防運動を実施します。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図ることにより火災の発生を防止し、火災による死傷者の発生や財産の損失を防ぐことを目的として毎年実施されているもので、この運動を契機に、ともすれば日頃忘れがちな火災に対する警戒心を喚起し、住民、事業所の関係者及び全国の消防機関等が一体となって、火災予防を推進しようというものです。

今回の運動では、 住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目的とした「住宅防火対策の推進」 年々増加する一方の放火火災を減少させるための「放火火災予防対策の推進」 老朽化消火器による破裂事故の再発を防ぐための「消火器事故防止対策の推進」 林野周辺住民や入山者へ山火事予防意識の啓発を図る「林野火災予防対策の推進」 季節的、気候的な状況を踏まえた「乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進」の5点を重点目標として掲げて実施します。

また、春季全国火災予防運動と同時期に「全国山火事予防運動」、さらに「車両火災予防運動」もあわせて 実施します。

火災予防運動の実施に当たっては、住宅火災による 死者の発生防止対策の要点をまとめた、「住宅防火 い のちを守る 7つのポイント」を重点に、一般的な出 火防止のための「火の用心 7つのポイント」を使って、積極的に広報を行っていきます。

火災予防運動期間中には、各地で住宅防火診断、 防火講習会、防火指導など様々な行事を予定して おりますので、積極的に参加して防火知識・技能 の習得に努めましょう。

《住宅防火 いのちを守る 7つのポイント》

3つの習慣

寝たばこは、絶対にやめる。

ストープは、燃えやすいものから離れた位置で 使用する。

ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火 を消す。

4つの対策

逃げ遅れを防ぐために、住宅用**火災警報器**を設置する

寝具や衣類からの火災を防ぐために、**防炎製品** を使用する。

火災を小さいうちに消すために、住宅用**消火器** を備える。

お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣** 近所の協力体制をつくる。

《 火の用心 7つのポイント 》

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストーブには、燃えやすいものを近づけない。

防災訓練に参加しましょう! いざというとき体験がものをいう!



家族みんなで 我が家の防災会議 を



我が家の防火対策をチェック! 住宅防火診断を受けてみませんか?



林野火災に対する警戒の強化(全国山火事予防運動)

防災課

林野火災は、春先を中心に全国各地で多発しています。この時期は、山林に落ち葉や枯れ草が散乱しています。また、湿度が低い気象状況が続き、乾燥注意報が頻繁に発表されます。一日のうちで一番湿度の低くなる「昼過ぎ」に行楽や作業のため入山する人数も増えるということも火災の発生に影響していると思われます。

平成13年中の林野火災発生状況をみると出火件数は3,007件(前年比202件増) 死者は25人(同9人増) 焼損面積は1,773ha(同318ha増)となっています。

林野火災の出火原因としては、「たばこ」、「たき火」、「火入れ」など、火気の取扱いの不注意や不始末によるものが近年の特徴で、この3つで53.3%を占めています。以前には、「林内作業の失火」、「炭焼の失火」、「火入れ」等が多かったものが、近年のアウトドア・ブームの影響もあって、入山者の増加によるものと推測される原因へと推移しています。

「たばこの投げ捨て」は、出火原因の中で一番多く 402件となっています。安易な投げ捨てで、長い年月を 経て形成された貴重な森林資源が、一瞬にしてなくなってしまう可能性があることから、喫煙マナーを徹底して、投げ捨ては絶対に止めましょう。

「たき火」は、行楽や作業の合間に暖をとるためや自炊のために気軽に行うことが多いですが、以下の点に注意する必要があります。

- 1.風の強い日、乾燥している日は避ける。
- 2.燃え易いものが周囲にある場所は避ける。
- 3. その場を離れない。
- 4.バケツなどに水を汲み、消火の準備をしておく。
- 5.後始末は完全にする。

消防庁では、昭和45年から林野庁と共同して林野火災特別地域対策事業を推進してきました。この事業は、林野占有面積が広く、林野火災の危険度が高い地域において、関係市

町村が共同で事業計画を樹立して以下の活動を総合的 に行うものです。

防火思想の普及宣伝、巡視・監視等による林野火災 の予防

火災予防の見地からの林野管理 消防施設等の整備

火災防ぎょ訓練等

また、春季全国火災予防運動期間中の3月1日から7日までを「全国山火事予防運動」の実施期間とし、統一標語を定めるなどして、入山者、地域住民、小・中学校生徒を重点対象とした啓発活動や駅、市町村の庁舎、登山口等への警報旗、ポスターの掲示、報道機関を通じた山火事予防思想の普及啓発、消防訓練、研究会の開催などを通じ、山火事予防を呼びかけています。

森林は、地球温暖化の主要な原因である二酸化炭素を吸収・貯蔵してくれる貴重な資源です。林野火災の多くは、一人ひとりの注意でその発生を抑制することができます。林野における火気の取扱いには、十分気をつけましょう。



(写真提供:長野県)

ふるさとを災害から守る消防団への参加の呼びかけ

消防課

消防団は、本業を持ちながら、「自分たちのまちは自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活躍している人たちが集まる、市町村の消防機関の一つです。

消防団はほとんどすべての市町村に設置され、平成 14年4月1日現在、全国で3,627団、93万7,169人の消防 団員が活躍しています。

消防団員は、消防・防災に関する知識や技術を習得し、火災発生時における消火活動、地震や風水害といった大規模災害発生時における救助・救出活動、警戒巡視、避難誘導、災害防ぎょ活動などに従事し、地域住民の生命や財産を守るために活躍しています。また、平常時においても、訓練のほか、応急手当の普及指導、

住宅への防火指導、祭りやイベント会場等の特別警戒、 広報活動などに従事し、地域における消防力・防災力 の向上において重要な役割を担っています。

また、近年は、女性の消防団への参加も増加しており、平成14年4月1日現在、全国で1万1,597人の女性消防団員が一人暮らし高齢者宅への防火訪問、応急手当の普及指導などにおいて女性の優しさや細かな配慮を活かして活躍しています。

市町村には、消防団の他に常備消防機関として消防本部や消防署などがあり、平成14年4月1日現在、全国で15万4,487人の消防職員が活躍しています。しかし、消火活動はもとより、特に多数の動員を要する大規模災害や林野火災における活動、地域住民に対する防火・防災意識の啓発活動などにおいては、消防・防災に関する知識、技術、経験を有し、地域に根ざした活動を行う消防団は不可欠です。

しかしながら、消防団を取り巻く環境も変化しており、地域によっては消防団員数の減少や高齢化などの課題に直面しています。

自分たちのまちを自分たちの手で守るため、これからもより多くの方々が消防団に参加し、新しい守り手として活躍されることを期待しています。



消防出初式で消火訓練を 披露する消防団員(横須賀 市消防局提供)



消防団員による応急担 架づくりの指導(神戸市 西消防署提供)

『たばこ』による火災の防止

予防課

『たばこ』による火災の損害額は、約124億円

『たばこ』による火災は、毎年発生原因の上位を占めます。平成13年中の総火災件数63,591件のうち、『たばこ』が原因となって発生した火災は6,769件で10.6%を占め、放火に続き出火原因の第2位となっています。また、これによる損害額は約124億円にものぼっています。

投げ捨てによるものが最も多い!

『たばこ』が原因による火災を種別ごとにみると、第 1位が「建物火災」の3,712件(54.8%) 続いて「その 他の火災」2,230件(32.9%)「林野火災」475件(7.0%) の順となっています。また、火災の発生経過からみま すと、「投げ捨てによるもの」が3,850件(56.9%)と最 も多く、続いて「灰皿からたばこの火種が落下した場合 等」が1,301件(19.2%)、「消したはずのたばこが再び燃 え出す場合」が333件(4.9%)の順となっています。

住宅火災の死者の多くは、『たばこ』

住宅火災における死者数(放火自殺者等を除く。)は923人で、そのうち、『たばこ』が原因による死者数は211件(22.9%)と最も多く、その大半が発見の遅れ等の『逃げ遅れ』によるものです。

たばこを出火原因とした火災の多くは、喫煙者の 火気管理がしっかりしていなかった場合や不注意 等により発生していると言えます。喫煙者は、『た ばこ』による火災を防止するために次のことに留 意してください。

『たばこ』による火災の発生防止対策!

たばこの投げ捨てをしない。 寝たばこは絶対にしない。 火のついたままのたばこを放置しない。 歩行中は喫煙しない。

万が一のために次のことに心がけると安心です!

布団、シーツ等の寝具類やパジャマ等の衣類は 防炎品を使用しましょう。

必ず灰皿のある場所で吸い、その周りは常に整理整頓しておきましょう。

灰皿は、ふちが大きく深めのもので、いつも水 を入れておきましょう。

たばこを捨てる際には、水をかけるなど火が完 全に消えていることを確認しましょう。

『たばこ』による火災の損害状況(平成13年中)

区 分	単位	たばこ
出火件数	件	6,769
うち 建物火災		3,712
林野火災		475
車両火災		347
船舶火災		5
航空機火災		0
その他の火災		2,230
主な経過別出火件数	件	
投げ捨て		3,850
火源の転倒・落下		1,301
消したはずのものが再燃		333
建物焼損床面積	m²	124,097
建物焼損表面積	m²	13,412
林野焼損面積	а	33,191
損 害 額	万円	1,237,208

11月の主な通知

発番号	日付	あて先	発信者	標題
消防消第221号	平成14年11月11日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	鉄道災害における安全管理体制の確保について
消防救第234号			消防庁救急救助課長	
消防危第506号	平成14年11月12日	各都道府県消防主管部長	消防庁危険物保安室長	「危険物に係る事故事例(平成13年)」について
消防消第224号	平成14年11月25日	各都道府県消防主管部長	消防庁消防課長	地方公共団体職員による消防団への入団促進について
消防安第116号	平成14年11月28日	各都道府県消防主管部長	消防庁防火安全室長	消防法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う
				関係告示の制定について

消防庁人事

	平成14年11月30日付	
氏 名	新	旧
臼井 正人	辞職(東京消防庁総務部企画課情報統計係長へ)	防災課防災情報室情報企画係長
	平成 14 年 12 月 1日付	
氏 名	新	旧
大橋 一朗	防災課防災情報室情報企画係長	東京消防庁多摩消防署査察担当係長

広報テーマ

1月	
文化財防火デー 消火栓付近での駐車の禁止 たき火による火災の防止 1月17日は	予防課 消防課 予防課
「防災とボランティアの日」	防災課

2月	
春季全国火災予防運動	予防課
林野での火気の取扱いの注意	防災課
ふるさとを災害から守るための	
消防団活動への参加の呼びかけ	消防課
たばこによる火災の防止	予防課

追悼



故 消防司令 中澤 良夫氏 昭和49年2月25日生 平成10年4月1日採用

大阪市消防局淀川消防署、中澤良夫消防司令(28歳)は、平成14年11月6日(水)19時45分頃、大阪市淀川区加島3丁目JR東海道線軌道敷内で発生した人身事故の現場(地上高2m、フェンス1m)において、列車との接触により倒れていた負傷者(14歳・中等症)を救護するために軌道敷内に進入し、警察官、JR職員の立会いの下に、緊急に救急処置及び救出を必要とする負傷者の救護に専念していたところ、走行してきた特急列車と接触し、必死の手当の甲斐なくその職に殉じられました。

市民の生命、身体及び財産を守るため、一身の危険を顧みることなく、人命救助活動に努められた崇高な精神に敬意を表し、心からご冥福をお祈りいたします。

中澤氏は、勲7等青色桐葉章に叙され、また消防庁では、消防庁長官表彰(顕功章)を授与し、 その功績を称えることとしました。



編集発行/消防庁総務課

所 東京都千代田区霞が関2-1-2(〒100-8927)

電 話 03 - 5253 - 5111

住

ホームページ http://www.fdma.go.jp

編集協力/㈱ぎょうせい